

防大学第 270 号

平成 5 年 3 月 24 日

各 部 長  
学術情報センター長 殿  
各 学 群 長

防衛大学校長

大隊補導顧問及び教育補導顧問について（通達）

改正 平成 12 年 4 月 1 日防大総第 339 号 平成 19 年 1 月 9 日防大総第 7 号

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

なお、校長発学第 13 号（3645, 18）及び防大学第 225 号（2. 3. 15）は廃止する。

## 記

### 1 目的

この通達は、学生の補導及び生活指導（以下「補導」という。）に関し、必要な事項を定め、もって、防衛大学校規則第 5 条に定める教育訓練方針の効果的实施に資することを目的とする。

### 2 大隊補導顧問の設置及びその職務

- (1) 各大隊に、それぞれ 3 名の大隊補導顧問を置く。
- (2) 大隊補導顧問は、次の各号に掲げる事項について首席指導教官の顧問として協力するものとする。

- ア 所掌大隊学生に対する一般的補導に関すること。
- イ 重点的に指導する必要があると認められる学生に対する特別指導に関すること。
- ウ 補導に必要な資料の交換、会議の開催等を行う場合の首席指導教官等と教授等との連絡・調整に関すること。

### 3 教育補導顧問の設置及びその職務

- (1) 各教務班及び卒業研究科目グループに、教育補導顧問を置く。
- (2) 教育補導顧問の設置の基準及びその構成員は、次の各号に掲げる学年に対応して、当該各号に定めるところによる。
  - ア 1学年学生5～10名に対し1名置くこととし、教授等をもって充てる。
  - イ 2、3学年各教務班に、それぞれ1名置くこととし、教授等をもって充てる。
  - ウ 4学年各卒業研究科目グループに、それぞれ置くこととし卒業研究担当の教授等をもって充てる。
- (3) 教育補導顧問は、次の各号に掲げる事項について学生に助言及び指導を行うこととともに、担当指導教官と協力するものとする。
  - ア 学習要領全般に関すること。
  - イ 専攻学科及び選択科目の選定並びに卒業研究に関すること。
  - ウ 進路及び服務に関すること。

### 4 首席指導教官等との連携要領等

- (1) 大隊補導顧問は、次に定める要領により首席指導教官等との連携を確保する。
  - ア 首席指導教官等との間に必要に応じ連絡会議を設けることとし、かつ、当会議への教育補導顧問の参加を考慮するものとする。
  - イ 学生全般に係わる指導事項については、随時、首席指導教官に連絡を取るものとする。

ウ 学生の個人的補導事項については、教育補導顧問と連携を取りつつ、随時、担当指導教官に連絡を取るものとする。

(2) 教育補導顧問は、次に定める要領により首席指導教官等との連携を確保する。

ア 担当学生に対して連絡等を行う場合は、必要に応じ、直接又は担当指導教官を通じて行うものとする。

イ 次項の規定に基づき、学生課から配布を受けた担当学生ごとの身上記録及び写真(4学年を除く。)以外に当該学生に関する資料が必要な場合は、担当指導教官に要求するものとする。

ウ 担当学生に対し、指導を行った場合は、必要に応じ、身上記録用紙の裏面にその内容を記入するとともに、担当指導教官に連絡するものとする。

エ 学生の指導に当たっては、積極的に接触し、早めにアドバイスを与えるものとする。

オ 首席指導教官等との間に、努めて情報、意見交換の機会を設けるものとする。

(3) 学生課は、次の各号に掲げる職務を行い、補導の円滑かつ有効な実施に努めるものとする。

ア 担当学生ごとの身上記録及び写真(4学年を除く。)を作成し、教育補導顧問に配布すること。

イ 教育補導顧問と1学年学生の懇談機会(「FAの日」と呼称する。)を年に1~2回開催すること。

ウ 企画事務室と連携して「ニュースレター」を刊行すること。

## 5 各補導顧問の指名及び任期

大隊補導顧問及び教育補導顧問(4学年を担当する教育補導顧問を除く。)の指名並びに任期は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 指名：学校長が、原則として、年度の初頭に指名する。

(2) 任期：1年とする。ただし、前任者の任期の途中において、学校長が指名した後任者の任期は、前任者の残りの期間とする。